

# 開かれた市政を推進しています

## 平成27年度情報公開・個人情報保護制度運用状況

市では、公正で開かれた市政の推進のため、情報公開条例に基づき情報公開を実施しています。また、同時に市の保有する個人情報データの適正な取り扱いと個人情報の開示請求などの手続きなどを定めた個人情報保護条例に基づき、市民のプライバシー保護に努めています。

今後も、さらなる公平性の確保と透明性の向上を図るとともに、より市民に身近な市政の構築を推進するため、両制度の平成27年度の運用状況を公表します。

☎総務課(東庁舎)

☎71・2357

☎72・3390

### 情報公開制度

#### ●請求件数

(内訳)

- ・市長部局 16件
- ・教育委員会 6件
- ・議会事務局 5件
- ・監査事務局 1件

#### ●公開などの決定状況

- ・公開 20件
  - ・部分公開 6件
  - ・却下(不存在) 2件
- ※1件の請求で複数の公文書が該当する場合があります。請求件数より、内訳と決定状況の件数が多くなっています。

#### ●部分公開の理由

- ・個人情報 4件
  - ・法人情報 3件
- ※複数の非公開事由があるため、部分公開決定件数とは一致しません。

### 個人情報保護制度

#### ●請求件数

(内訳)

- ・市長部局 6件
- ・開示 4件
- ・部分開示 2件

#### ●部分開示の理由

- ・請求者以外の個人情報 2件



# 現年度(平成28年度)課税分の徴収強化

## 「収納強化に向けてオール税務室で取り組みます」

### 滞納処分までの流れ

#### ① 納税通知書発送

#### ② 督促・催告

納期限を過ぎると、督促状を発送します(延滞金が発生する場合があります)。納付が困難な人には納税相談を行っています。それでも納付していただけない人には、文書や訪問により納税の催告を行います。

#### ③ 財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などに対して財産調査を行います。なお、事前に本人の承諾は必要ありません。

#### ④ 滞納処分(財産差押)

納税相談の連絡がない場合は、財産の滞納処分(財産差押)を執行します。

#### ⑤ 換価処分(債権取立・不動産公売)

差押えた財産は取立て、不動産については公売(売却)により換価後、税に充当します。

### ☎収納課納税推進係

☎71・2320

### ☎税務課市民税係

☎71・2319

### ☎税務課固定資産税係

☎71・2321

### 自主的な納税を

滞納処分は、やむを得ず実施しなければならぬ、法律で定められた最終手続です。納税は国民の義務であり、様々な形で公共サービスを受けるために不可欠なものであることを理解いただき、自主的な納税をお願いします。

市では5月から7月に現年度の課税通知と納付書を対象者に送付しています。手元に届いたら、課税金額と納付期日を確認いただき、期日までに確実に納めてください。